後期高齢者保険証・各種受給者証の更新時期です

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は７月31日です。
８月からの新しい受給者証などが届いたら
記載内容を確認しましょう。

■後期高齢者保険証

75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。
８月からの保険証は、７月31日までに郵送します。

＊保険料の納付方法
本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を７月中旬に郵送します。
保険料は、原則、年金からの差し引き（特別徴収）です。ただし、受給している年金額などによって差し引きできない場合は、口座振替や納付書による支払い（普通徴収）となります。

■国保限度額適用認定証

国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。
引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）」を使用する場合は、８月中の申請手続きにより、８月１日からの認定証が交付になります。
申請の際は▶保険証▶世帯主と交付を希望される人のマイナンバー（個人番号）が分かるもの▶届け出される人の本人確認書類（運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど）▶１年以内に90日以上入院した人は、入院日数が確認できる医療機関の領収書―をお持ちください。
※別世帯の人が手続きする場合は、本人からの委任が必要です

■国保高齢受給者証

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。
８月からの国民健康保険高齢受給者証は、７月31日までに郵送します。

■医療費受給者証

乳幼児、小学生、妊産婦、重度心身障がい者、心身障がい児、ひとり親家庭、寡婦（夫）の医療費助成の受給者に交付しています。所得などを確認し、引き続き該当する人に８月からの受給者証を７月31日までに郵送します。

■問い合わせ

●後期高齢者保険証、国保限度額適用認定証、国保高齢受給者証について
▷本館国保医療課
（☎24-2111内線535）
▷各総合支所健康福祉係
大　迫（☎48-2111内線143）
石鳥谷（☎45-2111内線227、224）
東　和（☎42-2111内線222）

●医療費受給者証について
▷本館国保医療課
（☎24-2111内線534）
▷各総合支所健康福祉係
大　迫（☎48-2111内線142）
石鳥谷（☎45-2111内線228）
東　和（☎42-2111内線222）

ご注意ください
有効期限が切れた保険証、受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください

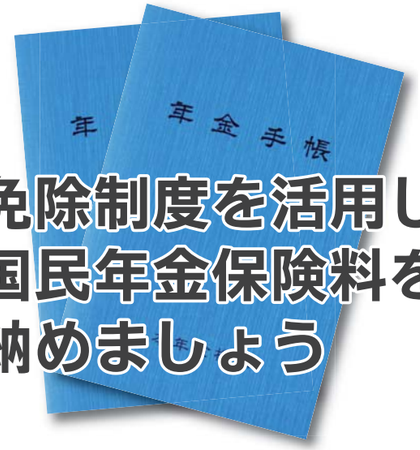

免除制度を活用し国民年金保険料を納めましょう

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。４月分から平成31年３月分までの国民年金保険料（以下「保険料」といいます）は、月額16,340円です。
経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。
免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

免除・猶予申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の平成30年度分（７月分から平成31年６月分まで）の申請は、７月１日から受け付けています。
なお、学生納付特例制度の平成30年度分（４月分から平成31年３月分まで）の申請は、４月１日から受け付けています。

※過去分の保険料の免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度の申請は、申請時点から２年１カ月前までの期間をさかのぼって行えます

免除や猶予を受けたら追納制度を活用

保険料の免除や納付猶予を受けている場合、将来、受け取る年金額は全額納付した場合に比べて少なくなります。
ただし、追納（さかのぼって納付）することで、年金額を増やすことができます。免除や猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納ができます。

※免除や猶予の承認を受けず未納になった保険料は、２年が過ぎると納められなくなります

国民年金保険料の免除・猶予制度などを有効に活用しましょう

■免除制度
本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの年収から一定の控除を差し引いた所得額が基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全額免除、または一部免除されます。
また、免除の基準を超えていても、失業などにより納付が難しいとき、特例で免除を受けられる場合があります。
※一部免除の場合、免除されない残りの保険料を納付しないと未納期間扱いになります

■納付猶予制度
50歳未満（※）の人で、本人、本人の配偶者それぞれの年収から一定の控除を差し引いた所得額が基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。
※「50歳未満」は平成28年７月以降の保険料に適用。平成28年６月までの保険料の納付猶予は、「30歳未満」の人が対象です

■学生納付特例制度
年収から一定の控除を差し引いた所得額が基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

【問い合わせ・申請】
▶本館国保医療課（☎24-2111内線263）
▶各総合支所健康福祉係
○大　迫（☎48-2111内線143）
○石鳥谷（☎45-2111内線227）
○東　和（☎42-2111内線223）
▶花巻年金事務所への予約、相談、手続き
○ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）
▶花巻年金事務所（☎23-3351）

免除・猶予が受けられる所得基準の目安

扶養人数	保険料免除 全額免除（＊１）	保険料免除 一部免除（＊１）	納付猶予（＊２）	学生納付特例
３人扶養（夫婦・子２人）	～162万円	～335万円	～162万円	～118万円
１人扶養（夫婦のみ）	～92万円	～247万円	～92万円	
扶養なし	～57万円	～189万円	～57万円	

＊１ 全額・一部免除の場合、本人・配偶者・世帯主それぞれ該当
＊２ 納付猶予の場合、本人・配偶者それぞれ該当